

令和2年度文化財建造物修理主任技術者講習会開催要領

(普通コース・前期)

1. 趣 旨

この講習会は、文化財建造物の保存修理に携わる技術者に対し、主任技術者として必要な知識及び技術などを習得させ、その資質を向上させることにより、文化財建造物保存修理事業の円滑、適正な遂行をはかることを目的とする。

2. 主 催

文 化 庁

3. 期 間

令和2年9月以降年度内（未定）（土・日曜を除く最大8日間）

4. 会 場

東京都内（未定）

5. 受講対象者

現在、文化財建造物の保存修理工事に携わり、修理の設計又は施工の監理等の主導的な業務を行っている技術者で、文化庁が適当と認める者。

6. 講習の科目及び内容

講習科目表（別紙）のとおり。

7. 実施上の留意事項

- (1) この講習会は、文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項に定める普通コースの前期とする。
- (2) 全課程を履修した者に対しては、講習会を修了した時に修了証を交付する。

8. 参加申し込み方法

申込書一式（参加申込書（様式1）、履歴書（様式2）、文化財建造物に係る業務歴（様式3））を令和2年7月31日（金）まで（当日必着）に文化庁文化資源活用課 修理指導部門宛て郵送か、電子メール（furumori@mext.go.jp）にて提出する。

9. その他

- (1) 講習会参加に要する旅費については、受講者側が負担する。
- (2) 講習会参加上の注意事項等については、受講者宛て通知する。